

司法修習生に対する給費制の維持を要求し、 貸与制への移行に反対する決議

本年11月1日より、司法修習生に対し給与を支給する給費制を廃止し、最高裁判所が修習資金を貸与する制度へ移行することが予定されている。

「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法第1条1項）弁護士を含め、法曹はいずれも権利の守り手として公共的・公益的職務をになっている。弁護士は公務員ではないとしても、その存在は憲法にも位置づけられ（憲法第37条3項）、その職務の公共性・公益性は明らかである。

権利の守り手としての職務の公共的・公益的性格から国費で法曹を養成することが求められているのであり、給費制廃止は、法曹の公共的・公益的性格を弱めることにつながり、採るべき政策ではない。修習生の給費制は、国が国費で弁護士、裁判官、検察官を養成することで高い使命感と公共心をもって職務にあたらせるために導入された制度である。法曹となろうとする者が自己の費用で研修を積み、知識を得たとなれば、法曹の公共的・公益的性格がそれだけ弱まり、法曹は利己的な存在へ変質させられかねない。

2009年11月に日弁連が新63期司法試験合格者を対象に行ったアンケートによると、有効回答1528人のうち807人が奨学金や教育ローンを利用しており、その平均奨学金額は318万円に達している。給費制が廃止され貸与制に移行した場合、法曹を目指す者は、司法試験合格後も1年間でさらに300万円程度の貸与を受けることになり、法曹になる段階で合計600万円程度の借金を負うことになる。これでは、借金をしなくても法科大学院と修習生の生活を送ることのできる富裕層しか法曹になれなくなり、法曹に多様な人材を得ることは困難になる。また、弁護士になってからも、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」弁護士が取り組んできた多種多様な公共的・公益的活動のうち、収入に直結しない活動に取り組むことが困難になり、そのような活動に取り組む弁護士が減ってしまう。

司法修習中の期間は、修習の実をあげるため、修習専念義務が課せられている。修習専念義務のもとでは、アルバイト等も禁止されている。最高裁判所の監督下において修習に専念させておいて給費制を廃止するのは、ただ働きを強要するのと同じであり、とうてい許されない。日本と同様に司法修習をおこなっているドイツと韓国はいずれも給費制を採用しており、これらの国々と比較しても給費制を廃止することは許されない。

給費制廃止、貸与制移行の理由の一つに、司法試験の合格者増によってもたらされた財源不足があげられる。しかし、2009年度の日本の国家予算88兆5480億円に対し、裁判所の予算は3423億6000万円と0.4%弱である。司法修習生の給与及び交通費等は108億9492万円で裁判所予算の3%程度に過ぎない。これは、在日米軍に対する「思いやり予算」約1900億円のわずか5.7%に過ぎず、我が国の司法をになう人材を育成するための費用としては過大なものではない。財源不足は、とうてい給費制廃止、貸与制移行の理由にならない。

自由法曹団は、権利の守り手としての法曹の公共的・公益的性格を守り抜くため、司法修習生に対する給費制の維持を要求して全力をあげて奮闘する決意である。

2010年10月25日

自由法曹団 愛媛・松山総会